

環境省告示第四百十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づき、環境大臣の定める数値を次のように定め、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十二月十五日

環境大臣 若林 正俊

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく環境大臣の定める数値

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一各号二の規定に基づき、環境大臣の定める数値（第二号にあつては数値の範囲）は、各号のとおりとする。

- 一 令別表第一第一号二に規定する環境大臣の定める数値 二万五千
- 二 令別表第一第二号二に規定する環境大臣の定める数値の範囲 二十五以上二万五千未満
- 三 令別表第一第三号二に規定する環境大臣の定める数値 二十五